



平成30年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社 近 鉄 百 貨 店  
代 表 者 名 代表取締役  
社長執行役員 高 松 啓 二  
(コード番号8244 東証第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員  
総務本部長 辻 究  
(TEL 06-6655-7030)

#### 公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成29年7月19日に、優待ギフト送料の引上げに関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申しあげます。

また、このような事態を厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 排除措置命令の概要

近畿地区における店舗において顧客から収受する優待ギフト送料に関し、他社と共同して引上げを行った行為が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反していたとして、同行為を取り止めていることを確認する等を内容とする取締役会決議を行うこと、かかる措置を当社顧客に周知し、当社従業員に周知徹底すること、今後同様の行為が行われないよう措置を採ること等を命じられました。

##### 2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 4,485 万円
- (2) 納付期限 平成 31 年 5 月 7 日

なお、当社は公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減免が認められております。

### 3. 今後の対応

#### (1) 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

平成 29 年 7 月の立入検査後、既に再発防止策を策定し実施しており、今後もこれをより一層定着させ、法令遵守の徹底を図ります。また、独占禁止法ほか関係法令に関する社内監査の定期的な実施を、さらに強化してまいります。

#### (2) 役員報酬の一部返上

今般の事態を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、代表取締役社長執行役員および代表取締役専務執行役員は、それぞれ報酬月額額の 20%~10%を 1 カ月間返上することといたしました。

### 4. 業績に与える影響

平成 31 年 2 月期の連結業績に与える影響は軽微です。

(以 上)